

国民健康保険に加入するとき、 やめるときは必ず届出を！



国保に加入するとき、やめるときには**14日以内**に届出が必要です。

〈届出ができるかた〉

本人若しくは**同一世帯**のかた

※別世帯のかたによる届出の場合、委任状が必要です。

〈届け出に必要なもの（共通）〉

窓口に来るかたの**本人確認**ができる書類

運転免許証、マイナンバーカード、
在留カードなど

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険証、職場の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑
	生活保護をうけるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑

◎加入の届出が遅れると…

保険税は加入の資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。

◎やめる届出が遅れると…

保険税を二重に支払ってしまうことがあります。保険証が手元にあるため、うっかり使って診療を受けると、国保が負担した医療費をあとで返還していただくことになります。

国民健康保険被保険者証の更新について

現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成30年9月30日となっています。
新しい被保険者証（青色）は、9月中に送付します。

10月以降、病院などにかかる時は新しい被保険者証をご使用ください。
一世帯ごとにまとめて世帯主様宛にお送りします。
加入しているご家族皆さまの分が届いたか、ご確認ください。



国民健康保険のお知らせ

問合せ 住民福祉健康課
TEL. 76-1366
保険年金係

男女共同参画NEWS

埼玉県作成

「男女共同参画」の視点を取り入れた 災害時リーフレットをご紹介します。

埼玉県では、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害の経験や課題を踏まえて、「**みんなが安心できる避難所運営**」のすすめというリーフレットを作成しました。

このリーフレットは、誰もが安心して過ごせる避難所運営のための防災マニュアルです。

男女共同参画社会とは…？

男女が、社会の対等なメンバーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会であり、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと



「みんなが安心できる避難所運営」のすすめ

災害は、いつ起こるかわかりません。

万が一に備えて、個人ではどのような準備が出来るか、企業や団体としてどのような備えをしておくべきか、地域の中でどのように呼びかけていくべきかなど、日々の暮らしや意識を見直すきっかけとしても、幅広くご活用いただけます。

男性と女性のみならず、様々な視点から、防災について考えてみませんか？

※原則、冊子の配布は行っておりません。下記サイトにPDFデータが掲載されていますので、そちらをご利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/bousai/index.html>

◎避難所では、いまだに次のような状況が報告されています

- ・パーティションがなくて、着替える場所に困った。
- ・人が出入りする場所で、着替えや授乳を行いたくない。
- ・炊き出しは、女性の仕事と思いついでいる一部の人がいる。

◎避難所には、特別なニーズを持つ人がいることを知りましょう。

- ・高齢者
- ・介護を必要とするかた
- ・認知症のかた
- ・外国語を母語とするかた
- ・障害者
- ・難病、アレルギー性疾患、その他の慢性疾患のかた
- ・妊産婦、乳幼児
- ・性的マイノリティのかた

DVに関する相談機関をご紹介します

配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）にお悩みのかたのために、相談機関をご紹介します。（男性、女性のどちらかたからの相談も可能です。）

■埼玉県婦人相談センターDV相談担当
TEL.048-863-6060

受付時間
月～土 午前9時30分～午後8時30分
日・祝 午前9時30分～午後5時
【年末年始を除く】

■埼玉県男女共同参画推進センター
（With Youさいたま）
TEL.048-600-3800

受付時間
月～土 午前10時～午後8時30分
【祝日・年末年始・第3木曜日を除く】